

# 電話勧誘での 光回線サービスの変更は、 よく理解してから契約！

## 名寄市 消費生活センター通信

問い合わせ 消費生活センター ☎01654②3575



契約中の大手通信事業者Aを名乗る電話があり、「光回線サービスの案内。今より1,000円ほど安くなる」と勧誘された。A社のプラン変更だと思い手続きをしたら、別会社との契約になっていた。  
(60代女性)



- ◆NTT東日本から光回線を借り受けた事業者の参入が増え、市内でも光回線サービスの電話勧誘によるトラブルの相談が増えています。
- ◆「今より安くなる」と勧誘されても他のオプションサービスとセット契約だった場合、今の料金より高くなる場合があります。
- ◆きっぱり断る！  
勧誘されてもすぐに返事をせず、契約先の事業者名、サービス名など契約内容を確認しましょう。内容が理解できない、必要がないと思った場合は、きっぱり断りましょう。
- ◆高額な違約金が請求される場合も  
事例のように、別契約になるとは知らずに契約し、請求書を見て慌てて解約を申し出ると高額な違約金を請求される場合があるので注意が必要です。
- ◆8日間は契約解除できます  
光回線サービスの契約は「初期契約解除制度」の対象であり、契約書面を受取ってから8日間は契約を解除することができます。



困ったときは消費生活センターに相談ください。



名寄市立大学事務局総務課  
☎01654②4194  
(内線1108)

◆担当  
◆条例案の概要など  
市では、奨学金制度に係る国の動向や名寄市立大学学生の奨学金制度利用に係る現状、加えて、将来構想等における大学内での協議検討を踏まえ、有用な人材の育成や優れた学生が経済的理由で修学を断念することがないように、さらには、今後の学生確保にもつなげるものとして、名寄市立大学学生を対象とした名寄市独自の給付型奨学金制度の創設を決定し、条例を制定するものです。

### パブリックコメント

### 市民意見を募集

市では、市民参加のまちづくりを推進するため、「名寄市パブリック・コメント手続条例」に基づき、次の素案を公表します。皆さまのご意見をお寄せください。

### 名寄市立大学奨学金給付条例 (素案)

### 公表の方法

- ◆名寄市ホームページでの閲覧  
URL <http://www.city.nayoro.lg.jp/>  
トップページ↓お役立ち↓パブリックコメント
- ◆指定場所での閲覧
  - ①市役所名寄庁舎、風連庁舎、智恵文支所
  - ②図書館(名寄本館・風連分館)
  - ③北国博物館
  - ④市立大学の情報公開コーナー
  - ⑤市民文化センター
  - ⑥ふうれん地域交流センター
  - ⑦駅前交流プラザ「よろーな」

### 意見の提出

- ◆提出方法  
指定場所に備え付けの「意見提出用紙」に住所、氏名を明記し、持参または郵送・ファックス・電子メールで提出。
- ※「意見提出用紙」は市ホームページからもダウンロードできます。
- ◆提出期限  
11月8日(木)
- ◆提出先  
〒096-8641  
名寄市西4条北8丁目1番地  
名寄市立大学事務局  
総務課総務係
- ◆ファックス  
FAX 01654③3354
- ◆電子メール  
☐ny-publi@city.nayoro.lg.jp